

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回茨木市文化財保護審議会	
開催日時	令和5年5月31日(水) (午前・ <b>午後</b> ) 6時00分 開会 (午前・ <b>午後</b> ) 7時30分 閉会	
開催場所	茨木市立文化財資料館 2階 研修室	
会長	西山 要一(奈良大学 名誉教授)	
出席者	國賀 由美子(大谷大学文学部歴史学科 教授) 高木 博志(京都大学人文科学研究所 教授) 禰宜田 佳男(大阪府立弥生文化博物館 館長) 東 昇(京都府立大学文学部歴史学科 教授)(ZOOM) 東野 良平(極楽寺宗教文化研究所 研究員) 菱田 哲郎(京都府立大学文学部歴史学科 教授) 藤井 裕之(吹田市立博物館 学芸員) 藤岡 穰(大阪大学大学院人文学研究科 教授)	【9人】
欠席者	吉川 真司(京都大学大学院文学研究科 教授)	【1人】
事務局職員	岡田祐一教育長、小田佐衣子教育総務部長、 木下典子歴史文化財課長、前田聡志参事兼調査管理係長、 黒須靖之保護啓発係長兼文化財資料館長、坂田典彦主査、 正岡大実発掘調査員、桑野梓学芸員、高村勇士発掘調査員、 米山真菜職員	【10人】
開催形態	<b>公開</b> / 非公開	
議題(案件)	(1) 会長・副会長の選出 (2) 市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について	
配布資料	(1) 令和5年度第1回茨木市文化財保護審議会資料	

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【開会】
教育長	【開会挨拶】
事務局	【会議の成立】 全委員 10 人中 7 人出席（遅刻 2 人で最終は 9 人出席）につき、茨木市文化財保護審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、本会議は成立する旨を説明。
	【委員、事務局職員の紹介】 委員、および教育長以下、事務局職員の紹介。
案件（1） 事務局	【会長・副会長の選出】 会長及び副会長の選出は、文化財保護審議会規則第 3 条第 1 項「審議会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選により決定する。」の規定により、委員の互選により選出することを説明。 前は西山委員に会長、菱田委員に副会長を務めていただいた。どなたか推薦はあるか。
藤岡委員	会長は、引き続き西山委員を推薦したい。  (異議なしの声)
事務局	副会長はいかがか。
西山委員	前は菱田委員が副会長であったが、本日はまだお越しではない。藤岡委員はいかがか。  (異議なしの声)
	—他委員の賛同を得て、会長は西山委員、副会長は藤岡委員に決定—
事務局	議事の進行は、当審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、西山会長にお願いしたい。  【議事の進行の交代】 議事の進行を事務局から西山会長に交代

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	本審議会及び会議録を公開とするのか非公開とするのか審議したい。まず、事務局から説明をお願いします。
事務局	「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開の旨を説明。資料の閲覧、持ち帰りも審議会の判断で可能であること、会議録についても公表に努めている旨を説明。
西山会長	事務局からの説明どおり、今後、非公開とすべき案件が発生した時には、審議会に諮り決定するとした上で、それまでは原則にのっとり会議を公開とし、会議録についても公開とし、資料については、指定案件などが個人情報や個人の財産、権利関係の情報も含む可能性が高いことを鑑み、傍聴者への閲覧のみを許可することとしたいがいかがか？  (異議なしの声)
西山会長	それでは、本審議会を原則全て公開とし、資料は閲覧のみを許可する。傍聴者はいるか？
事務局	1名おられる。
西山会長	傍聴を許可することとする。
<b>案件(2)</b>	<b>【市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について】</b>
西山会長	それでは、審議を進めていきたい。案件(2)「市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について」事務局から説明を願いたい。
事務局	今回、本市北部の桑原にある地福寺所蔵の「大織冠像」について市指定文化財の候補として諮問したい。同作品は前回ご報告させていただいたが、今期改めて諮問させていただき、ご審議賜りたい。
西山会長	それでは、地福寺所蔵の「紙本著色大織冠像」について、岡田教育長から諮問書をお受けする。  <b>【諮問書提出】</b>
西山会長	それでは、紙本著色「大織冠像」の調査報告などについて、事務局から説明を願う。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>当該作品は、平成20年発行の新修茨木市史第9巻にも所収されており、地域で大切に守られてきたものである。昨年、地福寺様から修復についてのご相談を受け、これを機に改めて昨年5月に調査に入った。</p> <p>調査にあたっては、本市学芸員のほか藤岡委員にもご指導・ご協力をいただくとともに、藤原鎌足像にお詳しい奈良国立博物館学芸部教育室長の谷口耕生様をお招きして、市指定文化財候補として調査を実施した。谷口様には、お手元の資料4ページにある研究調査報告書の所見をご執筆いただいた。</p> <p>そして、前期最後となった令和5年2月の審議会に諮問いたしたところ、その審議の中で、本図が、本市安威地域における鎌足への信仰を表す歴史的意義のある作品だとの評価で一致はしたものの、制作年代の検討が必要であるとされた。谷口氏も所見において、「古式の大織冠像の形式を踏襲したもの」であり、「制作年代は15世紀に遡る可能性がある」とされながら、多くの大織冠像が絹本に描かれるのに対して、本図は紙本であることから、「中世の古い画像を近世初頭に忠実に写した作例である可能性も排除できない」と記されておられた。</p> <p>前期委員でいらっしゃった塩出委員からも同様に、本図の料紙の問題、絹本ではなく紙本であるという点から、後の時代に古い作品を写したものであると推測される、とのご指摘があった。また、東野委員からも本図に描かれている礼盤の格狭間の様式が近世的なものではないか、とのご指摘もあった。</p> <p>こうした制作年代の問題や、また指定説明書をどう整えるかなど、さまざまご指摘・ご指導を頂戴した。そこで、任期も変わり、新しくお二人の委員もお迎えするにあたって、今期改めて諮問させていただいた次第である。諮問にあたり、このたび資料1ページにある指定説明書(案)を当方で調べた。任期の迫る中、メールでのやり取りではあったが、前期委員の先生方や谷口先生とも検討を重ね、制作年代は「江戸時代(17世紀～18世紀前半)」としている。</p> <p>それでは、調査を担当した学芸員から、本図についてご説明申し上げます。本日も、地福寺様の特別のお計らいにより、実物をお借りすることができたので、この後、実物もご確認いただきながらご審議賜りたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>学芸員より資料を基に説明。</b> (パワーポイントを使用し、調査結果の説明)</p>
西山会長	<p>調査に携わっていただいた藤岡委員からコメントをお願いしたい。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
藤岡委員	<p>私自身は、美術専門ではあるがどちらかというと絵のことよりも立体の彫刻が詳しい。私は以前、茨木市史の編集を担当させていただき、この大織冠像についても取り上げた。大織冠像についての調査、執筆は、朝賀浩氏が主体的に行われた。朝賀氏は、当時大阪市立美術館の学芸員で、その後文化庁の主任になられた方である。朝賀氏の見立てでは、年代は室町時代までさかのぼるということであった。確かに、古い図様を踏襲しているというのは、谷口氏の報告書でも述べられている。しかし、前回の審議会の指摘では、紙本・絹本の問題等があった。今の事務局からの説明のように、もう少し年代を下げて考えるのが妥当かと、私自身今は思っている。市史も訂正の必要があるかと思う。</p> <p>この大織冠像の茨木市における重要性について、私が重視したいのは茨木市には摂関家領があり、中世において藤原氏との関係が深かったことである。作例の上では、地福寺とも関係が深い大念寺に伝わる平安時代末の作品である毘沙門天像は、素晴らしい像であり、おそらく摂関家が関わっていないとできないものだろうと考えられる。そのような像が伝わっている地域であり、中世以来の地域の歴史を踏まえて、大織冠像は市の指定文化財にふさわしいものと考えます。</p>
西山会長	<p>藤岡委員は、市史編さんの頃から大織冠像と関わられているということだ。続いては、絵画専門の國賀委員に意見をお願いします。</p>
國賀委員	<p>会が始まる少し前に、大織冠像を初めて拝見した。作品そのものについては、江戸時代のものと考えた方がいいかと思った。ただ、江戸時代にできた図様ではなくて、必ず古い作品があってそれを写したものだろうと強く実感した。文様なども繊細な筆で描かれていて、模写であったとしても、非常に上手い絵師であると思う。大織冠信仰があったということだが、二条家など藤原家は、大織冠像を備えているところがほとんどである。この地は、九条家と関わりがあった土地柄という説明もあったことから、大織冠像を大切に扱っていて、その意味でも重要であると思った。</p> <p>松平定信が、『集古十種』や『古画類聚』に地福寺本を掲載しているが、定信は非常に古画にこだわる。この大織冠像が推測通り、近世にできた絵画ということであれば、その当時の新しい作品を定信が採録したというのは疑問である。寛政年間段階では、大織冠像には元の絵が存在していて、それを掲載したのではないだろうか考えるのが、古画にこだわる定信を考えると自然ではないだろうかと思った。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	<p>それでは、地福寺様のご厚意に感謝しつつ実物を拝見する。</p> <p>【「大織冠像」の閲覧】</p>
西山会長	<p>藤岡委員、國賀委員と議論されていたがどのようなことを話されていたのか。</p>
藤岡委員	<p>この大織冠像は、『集古十種』に掲載のものとぴったり一致しているが、先ほど國賀委員がおっしゃったように、この絵自体が元となったものなのかという問題がある。この絵自体が、『集古十種』の絵を写した可能性も考えなければならない。『集古十種』の時点でこの大織冠像が存在していたとするのは、誤解を招く恐れがあるように思う。『集古十種』にも掲載された重要な図像を写したものであるというのは間違いないが、制作年代はそれとは切り離して実際の作風から考えるべきであろう。実際の制作年代は、例えば礼盤の木目の表現や、帳の文様がよく描けていたり、大織冠、定慧の目の表現も達者であり、全体的には今回提示されている年代で大きく変わらないが、指定説明書（案）の年代の書きぶりについては少し修正が必要であると思った。</p>
西山会長	<p>具体的にはどのように修正したらよいか。</p>
藤岡委員	<p>具体的にはP.2の4行目～6行目のところが問題となる。</p>
西山会長	<p>國賀委員はどうか。藤岡委員との話し合いの概略は今のようなかでよろしいか。</p>
國賀委員	<p>そうである。</p>
西山会長	<p>年代の表現は修正を加える必要があるというのが藤岡委員の考えである。東野委員はどうか。</p>
東野委員	<p>指定説明書は概ね了解するものであるが、一点、市が市民の方にお示しするものなので、文章表現は正確を期した方がよい。P1最後の行にある、「天平風」という表現は適切か。天平の作例としては、薬師寺、唐招提寺しかない。作品としては極めて少ないので、一般化した言い方となり、表現としてはよろしくない。「薬師寺、唐招提寺に見られる古様な～」などの表現に訂正するのはどうか。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	文言の修正はどなたにお願いしたらよいか。
事務局	事務局で委員皆さんの意見を集約して修正し、次回お示しさせていただく。
禰宜田委員	市民の方に見ていただくという観点で、P.1 の楮紙（こうぞし）にはルビをふっている。ルビをふることについての決まりはあるのか。他にも難しい言葉があるので、せっかくなので統一してルビは多くふるのがよい。また、P.2 下から6行目の「鎌足に関連する伝承を持つ寺社や文化財が数多く存在している」とあるが、2つではないだろうか。表現としては、数多くを削除して、「存在する」でよいのではないか。もう一点、P.2 の最後の行、「～指定文化財にふさわしいものとする」と考えるのは、茨木市の審議会での常套句か。
事務局	以前の指定説明書と同じ書きぶりある。
西山会長	今のご指摘も検討して修正をお願いしたい。
藤岡委員	具体的な修正の話をしたい。P.1 第2段落～図様の説明がある。P.2 の1行目「～ものと考えられる」の後に、『集古十種』と『古画類聚』にこれと同図様のものがあると記して、非常に由緒ある図像を踏襲しているというのを明確にしたらよいと思う。一方で大織冠像の多くは絹本であり、本図像は紙本である。格狭間の形が中世にはあまり見られない表現であることから、制作年代は江戸時代に下る可能性があるだろう。しかしながら、その繊細な表現が見事なので、『集古十種』頃まで時代はさかのぼるであろう。というように表現のことに紙本のことを中心に、制作年代の説明を書いたらよいのではないかと思う。
西山会長	文章の修正は、藤岡委員は後日でも事務局に伝えて、進めていただきたい。 それでは、指定説明書を一定修正するということでよろしいか。  (異議なしの声)
西山会長	異議なしということなので、案件（2）の審議は終了する。 次に、高木委員から皆さんにお話があるということである。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高木委員	<p>茨木市の千提寺では、大正9年(1920年)に「聖フランシスコ・ザビエル像」や「上野マリヤ」の墓碑が発見された。しかし最近、フランスの資料館で、明治12年(1879年)にフランス人宣教師が千提寺に潜伏キリシタンがいるということで調査に入り、(千提寺村民が)オラショを唱える信仰の話などが書かれた本国宛ての手紙が発見された。その発見について、京都大学人文科学研究所の『人文学報』(120号)に掲載された。今回の発見について、京都大学において7月17日にシンポジウムを行う。今まで茨木における隠れキリシタンの発見が大正時代だったものが、一挙に40年さかのぼることとなり、九州、東アジアにも問題が広がる。シンポジウムには、茨木市の学芸員にもパネリストとして参加していただく。手紙を発見されたラモス氏が、京都大学人文科学研究所客員准教授をされていたこともあり、今回は京都大学人文科学研究所でシンポジウムを行うが、来年以降は茨木市が主体となって発信してほしい。今回の発見について、5月9日の毎日新聞夕刊文化欄全国紙に掲載された。</p>
事務局	<p>キリシタン遺物の発見は大正9年(1920年)となるが、キリシタン信徒の発見が40年さかのぼるということで、地元の方々も衝撃的に受け止められている。</p>
高木委員	<p>明治12年(1879年)のフランス人の手紙の中には、能勢(高山)にも潜伏キリシタンの子孫がいたという記述もあり、まだまだチームを組んで調査をすれば(新たな発見の)可能性もあると思っている。もうすぐ京都新聞でも取り上げられる予定だ。</p> <p>別件となるが、私は近代史の担当ということで、文化財資料館の郷土史料室の意義について発言させていただく。藤岡委員もご一緒であった茨木市史の編さんで、10年以上茨木市域の悉皆調査を行い、特に近世近代の地方の文書をたくさん発掘してきた。市史の史料は、大方の自治体では失われたり、段ボールに詰められてダメになっている場合が多いが、茨木市は大阪でトップランナーである。郷土史料室を設置して毎日のように公開している、市史の史料をその後も継続して活用しているのは、大阪の中では枚方市と茨木市くらいであり、意義深いことだ。</p> <p>もう一点、今現在どんどん行政文書が失われている。現用の文書で何を残していくのかは非常に難しい問題である。国では公文書館があり、また他府県でも公文書館を設置しているところもあり、茨木でもそういったことを考えていかなければならないと思う。茨木市は過去の水害の影響等で行政文書の残りが悪く、戦前のものは豊川村の役場の文書しか</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	<p>残っていない。大阪は行政文書の残っているところは少ないが、生駒市では三ヶ村全てが明治時代からの文書が残っていたりする。近世・近代の文書の保存について考えていただきたい。近世文書としては、茨木市では椿の本陣文書を指定文化財とした。豊川村の行政文書は、今後行政文書をどのように考えていくかという上で貴重なものである。また、茨木高校は明治30年代からの史料が残っていて、三島郡の茨木中学のものということで貴重である。それぞれ指定文化財の候補として考えるのもよい。</p> <p>今の高木委員のお話は、全国共通の課題である。行政文書は、市町村合併する際に失われることが多い。史料を残すのは場所も取るが、残しておく必要があるものである。残すべきものと、残さなくてよいものという選択が難しいが、その線引きはできるものなのか。</p>
高木委員	<p>今国全体でも公文書で残すべきもの、残さなくてよいものの（選択の）試みが始まっている。文書の保存の選択委員会を立ち上げる必要があるかと思う。今現在の史料も、50年100年経つと歴史史料となるので、令和のものは何もないということにならないようにと思う。</p>
菱田委員	<p>たちまちの課題ではないが、トータルで文化財を保存していくということで、文化財保護法で定められている文化財保存活用地域計画は、遠い将来ではなく策定するというのは考えていただきたい。高木委員のおっしゃられた近代文書の保存、活用も含めてトータルで取り組んでいただけたらと思う。ちょっと大阪府下は出遅れているので、考えていただけるとありがたい。</p>
西山会長	<p>茨木市に対する要望も含めて課題を話していただいた。以上、本日の案件はすべて終了した。令和5年度第1回茨木市文化財保護審議会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>